

令和4年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

○10番（渡辺厚子さん） 皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子でございます。

通告に従いまして、大綱2点について、質問させていただきます。

初めに、大綱1、減災対策の強化について。

従来、災害への対策では、防災の考え方がメインとされてきました。防災とは、災害による被害をゼロに近づけるために、あらかじめ被害を想定し、それに対する防御、保険のような形で、総合的な取組が行われます。一方、減災とは、1995年に発生した阪神・淡路大震災の経験から生まれた取組で、災害、または災害による被害は生じるものという考えを前提として、その被害を最小限に抑えるために備える取組です。そして、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験から、被害想定を超越した大災害が発生した場合、防災による備えが機能しなくなる、または十分でないという問題に直面し、従来の防災意識や取組の問題点を補うために、より合理的で現実的な減災が重要視されるようになったと言われております。

そこで、今回、私は、減災対策の強化につなげるべく、中項目4点について伺います。

中項目1、エレベーターの閉じ込め対策。

国土交通省によりますと、2018年6月の大阪北部地震では、閉じ込めが発生したエレベーター346台のうち139台に、地震時管制運転装置がついており、その87%は3時間以内に救出されたものの、中には5時間以上かかったケースもあったそうです。また、去年の10月7日夜、千葉県北西部を震源に、最大震度5強を記録した地震では、東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県で、28件のエレベーター閉じ込めが発生したとのこと。東京都は、先月25日に、首都直下地震等による東京の被害想定を10年ぶりに見直ししましたが、その中で、建物被害が19万4,431棟、死者数6,148人と想定しています。これは、前回の平成24年の数値と比べますと、建物被害では約11万棟の減少、死者数も約3,500人の減少となっており、建物の耐震化や不燃化の進展による、大幅な減少が見込まれています。

その一方で、災害時の問題として取り上げられたのは、エレベーターの問題です。地震による急停止は、エレベーターの安全装置が正常に作動している証拠であるものの、停電やエレベーターの故障によるトラブルの場合は、復旧までに時間がかかることがあります。長時間閉じ込められた場合、気温の高い夏場には、熱中症の危険も高まることから、市有施設へのエレベーター用防災キャビネットの設置については、昨年秋に会派公明党として提出いたしました、令和4年度の予算編成に関する要望書の中でも、その必要性を訴えたところではありますが、改めて、市の考えをお聞かせください。

中項目2、地区担当職員と地区の連携。

昨年度にスタートした木更津市地区担当職員制度では、防災に関する業務に従事し、地域の実情把握及び地域との関係性の構築を図ることが、初年度の実施事業であったと理解しております。私は、今後も、全職員が地域との連携を深めながら、一層、減災対策の強化に尽力されることを期待しているところであります。

そこで、小項目1点目として、災害発生時における避難所開設と運営に関して、地区担当職員は、地区との連携をどのように進めていくことになっているのか。

また、2点目として、平時の連携について、学校等の施設管理者や地域のリーダーとの連携はどのように取り組んでいるのか、伺います。

中項目3、避難所での対応が困難な人への対策。

災害の発生によって、在宅での生活が困難になり、避難所へ身を寄せる人のために、市としては、避難所運営マニュアルの作成や避難行動要支援者の個別計画等の作成に取り組んできました。しかし、精神疾患や体の状況によって、大勢での空間共有が困難な人もいます。これは、当事者や家族にとっては切実な問題です。そうした方たちに対して、福祉避難所の拡充も当然重要ではありますが、家族単位で避難できる場所として、ホテル等の受入先を設定することはできないか、伺います。

中項目4、防災訓練の充実。

防災訓練につきましては、東日本大震災以降、自助・共助・公助のそれぞれを強化するために、様々な取組がされるようになってきました。特に、地域住民が主体である共助の重要性に対する意識の高まりと併せて、まちづくり協議会などの地域活動においても、中心的な取組となっています。

そこで、小項目1として、訓練メニューの情報提供と支援について伺います。

地域での防災訓練を継続的に行っていくためにも、全国各地の様々な工夫や好事例を、訓練メニューとして情報提供することで、リーダーの負担も軽減され、マンネリ化防止にもなると考えますが、現在はどのような情報提供や支援を行っているのか、お聞かせください。

次に、小項目2点目では、防災ジュニアハイスクールの今後について伺います。

本年3月、木更津第一中学校の1年生を対象に、防災ジュニアハイスクールが実施されました。これは、消防・防災に興味を持ってもらい、自助・共助について学び、地域社会における防災の担い手になってもらうことを目的として、昨年度、第1回目として開催されました。私も、機能別消防団女性部として、お手伝いをさせていただきました。当日は、最初に、消防職員やまちづくり協議会の役員の方、そして機能別分団学生部からの説明などを聞き、その後、班別に6つの訓練を順繰りに体験して回る内容で、生徒の皆さんも、楽しみながら学んでいたように感じました。この防災ジュニアハイスクールについて、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

続きまして、大綱2は、障害福祉サービスの向上についてです。

2016年に施行された障害者差別解消法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的な人権を守ることが定められています。そして、同法は、昨年5月に改正され、民間事業者には努力義務とされてきた合理的配慮が、国や自治体と同じように、義務として課せられることになりました。この合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人と同じように行動したり、サービスの提供を受けたりすることができるよう、周りの人が過度の負担にならない範囲で、それぞれの違いに応じた対応をすることをいいます。このような社会的背景を踏まえ、本市の障害福祉サービスをより一層向上させるために、今回は、中項目として、新たなツール等の活用についてお尋ねします。

病気や事故等によって、暮らしの中で困難を抱える人の負担が、少しでも軽くなるように、新しいツールやサービスが開発されてきました。それらは、当事者の思いや、関連団体の要

望を受け止めた様々な研究機関、企業等が商品化し、行政の福祉サービスとして提供することで、必要な方へ届いていると思います。そこで、今回の質問では、私がこれまでいただいた当事者や関係者からのお声を基に、新たなツール等の活用を促進し、より暮らしやすい木更津市になっていくことを目指して、小項目3点について伺います。

初めに、日常生活用具給付種目の拡充では、ここ数年の間に、給付対象としている自治体が増えている、3つのツールについてお聞きします。

1つ目の、ア、非常用電源装置は、日常的に人工呼吸器や酸素濃縮器等の電気式の医療機器を使用している方が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる、発動発電機やポータブル電源、車用インバーター等のことです。

次に、イ、暗所視支援眼鏡は、暗いところで目が見えにくくなる夜盲や、視野が狭くなる視野狭窄が進み、さらには視力が低下し、失明することもある進行性の病気、網膜色素変性症の患者らが使用するもので、小型カメラで捉えた映像を、明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影します。暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能を持ち、拡大や縮小もでき、視野の調整を助ける機能があります。

3つ目の、ウ、人工鼻は、気管切開手術等によって、鼻からの通気がなくなり、代わりに喉の開口部から空気が出入りすることになった人の、鼻の代わりとなって、入ってくる空気に湿度と温度を与えるための用具です。

私は、これらの機器を対象種目に追加すべきと考えますが、市の見解を伺います。

続いて、小項目2点目は、窓口業務での遠隔手話通訳等の活用についての質問です。

障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を得られるよう支援し、健常者との情報格差の解消を目指す新たな法律が、5月19日に成立、25日に施行されました。この障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、障がいのある人の情報アクセスや意思疎通に関する施策を、総合的に推進することを目的に制定されたものです。しかし、新法の成立を待たずとも、既に手話への理解の促進及びその普及に関する基本理念となる、手話言語条例を定めた自治体を中心に、様々な形で、意思疎通支援サービスが実施されております。例えば、手話通訳を必要とする聴覚障がいがある方の窓口手続をより円滑にしようと、テレビ電話で手話通訳オペレーターとつなぐ、遠隔手話通訳サービスを導入している自治体があります。また、タブレット端末で、遠隔手話のほかにも、手話は使えない人が画面上で筆談を選べたり、話すことはできるけれども聞こえづらい難聴者には、音声を活字となるUDトークで対話が可能で、多言語即時翻訳機能もあるシステムを活用している自治体もあります。今回の新法成立を受けて、地域格差の解消への取組も期待されております。市民と行政の意思疎通支援として、様々なツールやシステムを活用して、福祉サービスの向上につなげることは、自治体としての、大切な施策であると考えます。

そこで、本市としては、タブレット端末等を利用して、窓口業務での遠隔手話通訳等を活用することについて、どのように考えているか、伺います。

最後に、障害者手帳アプリ「ミライロID」の普及について、お聞きします。

従来の障害者手帳には、写真や名前、住所が記載されているため、情報開示のたびに心理的な負担があることや、原則、更新の必要がないため、劣化が著しいものは、情報の確認が

困難であること、また、障害者手帳の規格には多くの種類があるために、正しく判別を行うには時間がかかるなどのデメリットがあるそうです。「ミライロID」は、こうした点を克服し、障がいのある方が外出しやすく、事業者の対応もスムーズになる、新たな未来の実現を目指して開発された、障害者手帳アプリです。このアプリは、既に鉄道やバス等の交通機関をはじめ、多くの自治体でも導入されていて、千葉県内では、県のほかに、千葉市、鴨川市、我孫子市など、12の市が活用しています。私は、木更津市内でも、障害者手帳をお持ちで、スマートフォンを利用している方たちが、割引などの福祉サービスを受けやすくなるよう、普及すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務部長（伊藤浩之君） 私からは、大綱1、減災対策の強化について、中項目1、エレベーターの閉じ込め対策について、お答えいたします。

市有施設へのエレベーター用防災キャビネットの設置についてでございますが、ご紹介をいただきました、東京都の最新の被害想定につきましては、都心南部の直下地震で被害が最大になると予想され、約16万6,000台のエレベーターのうち、約2万3,000台のエレベーターで、閉じ込めが発生すると想定されております。10年前の調査では、被害が約7,500台の想定でございましたので、約3倍に増加しております。県内における想定でございますが、平成19年度の千葉県地震被害想定調査において、あくまで可能性を算出したものではございますが、県内のエレベーターの台数が約2万3,000台、そのうち約8,000台で閉じ込めが発生する可能性があるかと想定されております。エレベーターの閉じ込めにつきましては、本市においても、危機管理上の重要な問題であると捉えておりますことから、市有施設の所管部署に対し、エレベーター用防災キャビネットの設置を働きかけてまいります。

次に、中項目2、地区担当職員と地区の連携について、お答えいたします。

初めに、避難所開設と運営についてでございますが、避難所の開設に当たりましては、可能な限り早期に開設することを目的といたしまして、徒歩で避難所へ行くことが可能な職員を、避難所開設要員として指定しております。避難所開設要員は、その地区の災害対応において、とても重要な役割を担っておりますが、地区担当職員としても活動することにより、スムーズな避難所の開設に寄与しているところでございます。

次に、平時の連携についてでございますが、避難所開設要員につきましては、地区担当職員としての活動において、例えば防災訓練の事前打合せや訓練本番の機会を利用いたしまして、地域の関係者の方や施設管理者と事前に顔を合わせ、意見交換などを行っているところでございます。これにより、非常時においても意思疎通しやすい、地域との関係づくりの強化につながっているところでございます。

次に、中項目3、避難所での対応が困難な人への対策について、お答えいたします。

ホテル等の受入れについてでございますが、県では、大規模災害時において、高齢者や障がいのある方など、特別な配慮を要する被災者に対し、旅館やホテルの宿泊施設を避難所として提供することについて、平成31年4月に、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で、協定を締結しているところでございます。一方、本市では、特別な配慮を要する被災者

に對しましては、市内の福祉施設9施設と、災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を締結しているところでございます。

ご質問の、家族単位で避難できる場所として、ホテル等の受入先を設定することはできないかとお尋ねでございますが、本市では、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合の内房かずさ支部と、宿泊施設の提供に係る協定締結の協議を行ってきたところでございます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、協定の締結には至っておりませんが、引き続き、協定の締結に向けた協議を進めてまいります。

次に、中項目4、防災訓練の充実について、お答えいたします。

訓練メニューの情報提供と支援についてでございますが、地域で取り組む防災訓練につきましては、地域から市へ、日程や訓練の実施内容などをご連絡いただきました際に、それぞれのご相談等に応じております。その際には、地域の特性や事情なども踏まえ、地域の状況に適した訓練となるよう、情報提供などの支援をしているところでございます。

私からは以上でございます。

○消防長（高岡禎暢君） 私からは、大綱1、中項目4について、お答えいたします。

防災ジュニアハイスクールの今後についてのお尋ねですが、消防本部では、昨年度、木更津第一中学校、消防団、地区まちづくり協議会の協力を得て、木更津第一中学校において、防災ジュニアハイスクールを開催し、消防署、消防団、地区まちづくり協議会の活動に関する説明、水消火器やAEDの取扱いなどの実技訓練を行いました。今年度は、市内12校全ての公立中学校から希望がありましたので、実施を予定しております。来年度以降も、関係団体の協力を得て、継続して実施していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○福祉部長（清水和也君） 私からは、大綱2、障害福祉サービスの向上について、中項目1、新たなツール等の活用について、お答えいたします。

初めに、日常生活用具給付種目の拡充、ア、非常用電源装置、イ、暗所視支援眼鏡、ウ、人工鼻についてでございますが、本市では、福祉の増進に資することを目的に、障がいのある方に、日常生活をより円滑に過ごしていただけるよう、日常生活用具給付等事業を実施しているところであり、現在44の用具について、給付または貸与しております。この3点については、市民の方から、電話や窓口において、対象に加えてほしいとの要望があることや、さらに、給付対象に加えている自治体が増えていることから、本市といたしましても、日常生活用具の給付対象に加えるよう、調整しているところでございます。また、その他の用具の必要性につきましても、適宜検証してまいります。

次に、窓口業務での遠隔手話通訳等の活用についてでございますが、議員おっしゃるとおり、聴覚や言語などに障がいのある方への意思疎通の支援として、聴覚障害者相談員などの手話通訳者を雇用していない自治体の中には、窓口を利用される際に、ご負担をかけることなく、円滑にご利用いただけるよう、遠隔手話、筆談及び音声認識を活用した対応を行っているところもございます。本市におきましては、聴覚や言語などに障がいのある方が窓口を利用される場合においては、本市が雇用している聴覚障害者相談員による対応が可能となっております。また、本人が対面を希望しない場合においては、お客様のスマートフォンなど

と本市のタブレットを活用し、聴覚障害者相談員が対応することで、窓口における遠隔での手話通訳が可能となりますことから、引き続き、窓口業務におけるサービスの向上に努めてまいります。

次に、障害者手帳アプリ「ミライロID」の普及についてでございますが、「ミライロID」は、スマートフォン向けのアプリで、障害者手帳の情報をアプリ内に登録すると、その情報がスマートフォンの画面に表示できるようになり、公共施設などを利用する際に、障害者手帳の代わりにその画面を提示することで、利用料金などの減免を受けることが可能となるものでございます。また、マイナポータルと連携しており、信頼性と安全性が高いアプリであることから、官民を問わず、全国的に広がりを見せているところでございます。本市におきましても、「ミライロID」によるデジタル障害者手帳の利用促進をすることは、障がいのある方が日常生活や社会活動を行う際に、心理的な負担が軽減され、あわせて利便性の向上につながることから、本市の公共施設において、関係部署と連携を図りながら、「ミライロID」の利用が可能となるよう進めてまいります。

私からは以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） ご答弁ありがとうございました。

それでは、何点か、再質問したいと思います。

まず、エレベーターの閉じ込め対策について、市有施設へのエレベーター用防災キャビネットの設置に向けて働きかけてまいります、というご答弁をいただきました。早急に進めていただくことを期待しております。そして、駅前庁舎や朝日庁舎は民間の施設を借用しておりますけれども、庁舎として考えれば、たとえ民間の所有であっても、市民の動線も含めて考えるべきと思います。来庁者の命を守る意味で、民間事業者への働きかけも急務ではないでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 民間事業者が所有する施設への設置の働きかけについてでございますが、ともに民間事業者の所有する施設ではありますが、設置の是非について、所有者に対しまして、施設管理の役割分担といった視点も踏まえながら、協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 役割分担等もということですので、キャビネット自体もいろんな種類があって、価格帯がございます。ボックス本体と備蓄する中身を分ける、または設置と管理を分担するなど、いずれにしましても、それぞれの負担を軽減しつつ、安心を確保できるような協議を積極的に進めていただくよう、お願いいたします。

次に、地区担当職員と地区の連携についてですが、ご答弁で、避難所開設要員の方は地区担当職員としても活動することによって、スムーズな避難所の開設に寄与しているというものでしたが、このスムーズな運営を図る上で、どのような対策を行っているのでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） スムーズな運営を図る上での対策についてでございますが、各避難所には、ファーストミッションボックスという避難所開設指示書や、安全点検チェックシートなどのマニュアル類と、筆記用具などの小物類等、避難所の開設に必要な資機材を収

納した箱を設置してございます。それらの資機材を活用することで、災害時におきましても、落ち着いて、一つ一つ確認しながら、作業に当たれるようにしてございます。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 開設に当たりましては、ファーストミッションボックスを活用するということが分かりました。

それでは、避難所の運営段階になりましたらば、職員はどこまでを担うということになっているのでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 運営段階では、職員はどこまで担うのかとのお尋ねでございますが、職員は原則、避難所の開設を行うこととしております。職員が避難所を開設しました後は、原則、地域におきまして、避難所を運営していただけるよう、避難所単位でのマニュアル作成を進めていただいているところでございます。

なお、避難所の開設及び運営につきましては、様々な対応が求められますことから、適切な役割分担を行いつつ、相互に連携を図りながら、万全な体制にしていきたいと思います。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 平時の連携についてですけれども、これは、先ほどのご答弁で、防災訓練の事前打合せとか本番等の機会で、顔合わせをしたり、意見交換するというお答えだったと思います。ですが、職員も地域の役員も新年度に替わることがございますし、訓練が秋とか冬に行うところもあるのが実態だと思います。ですので、訓練やその事前打合せを待たずに、できることならば、早めに新しいメンバーで、顔合わせをしたほうがよいのではないかと、私は思っています。

それで、例えば、新しい避難所開設要員の名簿を、地域の関係者や施設管理者に送付するなどの対応は、既にされているのでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 新しい避難所開設要員の名簿につきましては、意見交換や事前打合せのご連絡をする際に、地域の関係者の方に送付することを予定しておりますが、事前の送付につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 先ほども申しましたけれど、災害はいつ来るか分かりませんので、予定している防災訓練等を待たずに、なるべく早く顔を合わせるようにしていただきたいなと思っております。災害時には、不慮の事態が多く発生いたします。マニュアルどおりにはなかなかいかないことが多いことから、日頃から、行政と地域との連携が強ければ、臨機応変な対応もしやすいのではないかと思います。自助・共助・公助のそれぞれの力がうまくつながっていくように、地区担当職員制度が、より一層活かされていくということを期待しております。

次に、避難所での対応が困難な人への対策のうち、ホテル等の受入れにつきましては、ご答弁で、引き続き協定の締結に向けた協議を進めてまいりたいということでした。具体的な運用はどのように考えているのでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 具体的な運用についてでございますが、実際に避難所としてホテル等の施設を利用する場合には、災害の種類や状況、連絡体制、受入れ対象や、各施設への割り振り方法、また、受入れ時の対応や支払う金額など、市と施設側で、事前に運用ルールを明確にしておく必要がございます。今後の組合との協議において、これらの点について、十分に話し合いを行いまして、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） それでは、ホテル以外の施設の活用についての、お考えはありますでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） ホテル以外の施設の活用についてでございますが、市では、本年5月12日に、災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定を、市内本郷にございます稲荷山新御堂寺と締結をしたところでございます。このお寺との協定の締結につきましては、本市では初の取組でございまして、県内でも先端の取組となっております。今後も、公共施設に限らない、地域の状況に応じた民間施設との協定の締結について、拡大に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 市内では、新興住宅地は別としましても、多くの地域で、お寺は古くから地元の住民の方とつながりがあります。いざというときに身を寄せる場所としての安心感もあるかと思えます。協力を得られるところから、協議を進められるよう、お願いいたします。

次に、中項目4、防災訓練の充実のうち、訓練メニューの情報提供と支援の件でございますが、情報提供、また支援については、訓練のお知らせがあったときに、それに応じた説明というか、アドバイスをしているというご答弁だったかと思えますが、私は、地域で活用していただけるような訓練メニュー等を市から提供することで、訓練がより充実していくと思っております。今後、そうした取組を進めてはいただけないでしょうか。

○総務部長（伊藤浩之君） 訓練メニュー等の情報提供についてのお尋ねでございますが、訓練メニュー等の情報提供につきましては、地域ごとに、特性や防災に関する知識や取組の成熟度などが異なっております。そのために、ご質問のように、その地域において、状況に応じた訓練を選択し、実施することができるよう、これまでの実績や他団体の先進的な事例などから、幾つかの訓練メニューをあらかじめ用意できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（渡辺厚子さん） 私も、これまで議会の中で、例えば避難所運営ゲームHUGの活用だったり、シェイクアウト訓練等について、提案をしましてまいりました。もう随分前のことですが、当時はほとんど認知されていませんでしたけれども、今では、地域の中心者の方々にも知っていただいて、また、ごみゼロ運動のときなどに実施もされるようになりました。全国各地の取組の中から、それぞれの地域で活かせる訓練を選択できるような、分かりやすいメニューを用意していただけるということですので、地域のリーダーの皆さんは助かると思えます。作成の取組、よろしく願いいたします。

それでは、防災ジュニアハイスクールの今後についてですが、参加した生徒からの感想などは、受け取っているのでしょうか。今後、内容を充実させていくためにも、簡単なアンケートなどを取って、感想や意見を、これからのために参考にするとよいと思いますが、いかがでしょうか。

○消防長（高岡禎暢君） 生徒から、講師に対して、とても楽しかったという感想をいただいております。今年度からアンケートを実施し、その結果を踏まえ、今後の参考にしたいと考えております。

○10番（渡辺厚子さん） 講師のお話が楽しかったということですが、消防職員や、消防団学生部の方が、どうしてその立場に就こうと思ったのか、実際に任務についてどう感じているのかなどの体験談を、お話しされていまして。私もその話はとても聞いてよかったなど、女性部のメンバーも言っておりました。今後アンケートなどを通して、もしも課題があれば、改善しながら、より良い事業にしていってほしいと思います。

それでは、大綱2に移ります。

まず、日常生活用具給付種目の拡充につきましては、3つの非常用電源装置、暗所視支援眼鏡、人工鼻を、日常生活用具の給付対象に加えるよう調整している旨のご答弁がありましたので、再質問はいたしません。ぜひとも着実に進めていってください。

次に、窓口業務での遠隔手話通訳等の活用についてでございます。

ご答弁では、本市としては、聴覚や言語などに障がいのある方が窓口を利用される場合においては、聴覚障害者相談員による対応が可能だというものでした。そうですけれども、市民課や高齢者福祉課など、その他の手続についても、障がい福祉課を経由せずに、相談対応はできるのでしょうか。

○福祉部長（清水和也君） 現状では、聴覚障害者相談員の勤務時間内での対応となりますので、あらかじめ障がい福祉課にご相談いただく必要がございます。

○10番（渡辺厚子さん） 予約が必要になるということで、聞こえる人も聞こえない人も、行政の窓口でスムーズにコミュニケーションが取れるようになることが理想であって、お金をかけて、新しいツールやシステムを導入しなくても、工夫次第で可能ならば、それはそれでいいと思いますけれども、最初の質問で紹介したのは、江戸川区と飯能市の事例なんです。こちらはどちらも事前予約なしで対応できております。こうしたこともバリアフリー化の一つではないでしょうか。現在の市が行っている当事者に寄り添った対応ができる相談員の配置に加えて、今後、先進自治体のようなシステムを導入するお考えはございませんか。

○福祉部長（清水和也君） 先進自治体のような、聴覚障がい者の方に対応した窓口支援システムにつきましては、現状、導入の考えはございませんが、今後の状況により、必要性を判断してまいりたいと考えております。

○10番（渡辺厚子さん） 必要性を今後判断していくということですが、実は、今回この質問をする前提となったのが、手話を学んでいる私の友人から、あるとき、電話リレーサービスの利用の件で、ご要望をいただきました。それというのは、総務省が、昨年7月から、公共インフラとして始めたもので、聞こえない人と聞こえる人を、通訳オペレーターが、手話、文字と音声等を通訳することによって、24時間365日、電話で双方向につながることが

できるサービスのことで、知人の要望というのは、このサービスを利用する際に、スマートフォンですと画面が小さくて見えづらいので、タブレットなどを貸与してもらえたらいいんじゃないかなというものでございました。私は、そこで日常生活用具としての貸与が可能なのかどうかということをお聞きしたところ、このタブレットは、厚生労働省告知に定める用具の要件に該当しないものの例の中に入れておきまして、パソコン、タブレット、市場で流通している電子辞書、一般に普及していると考えられるものは、制度としては対象にならないということでもございました。

そこで、この要望との関連で、ほかの方からは、市役所の各窓口で遠隔手話通訳機能のあるタブレットが設置してあればいいなと思うよと、実際にそういう自治体もあるというご意見をいただきました。江戸川区がまさに、この4月から、本庁舎全ての窓口において、タブレットを介しての遠隔手話通訳が可能となっています。もちろんほかのまちでやっていることを、すぐにこっちでもやりましょうよというわけにはいかないのも分かります。予算を伴う事業は、そうそう簡単に決められないことは承知しております。最初の質問で触れた合理的配慮については、過度な負担とならない範囲をどのように捉えるかは、難しい問題かもしれません。そうだとしましても、今後、先ほど紹介しました障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえた上で、障害福祉サービスをどのように向上させていくのかを、市として、しっかり考えていってください。

最後になりますが、「ミライロID」の普及については、関係部署と連携を図りながら、市内の公共施設での利用が可能となるように進めていくというご答弁でしたので、再質問はいたしません。市内施設関係者や利用者への周知・徹底が大事になってきます。各種団体の集いなど、様々な機会を捉えてお知らせするとともに、ホームページやらぶナビ、広報きさらぶなどのあらゆる媒体を通して、普及を図ってほしいと思います。

以上で本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。